

寡婦控除を全てのひとり親家庭に適用させることを求める意見書

寡婦控除は、配偶者の死別や離婚の後子どもを養育しているひとり親に対し、一定の所得控除が受けられる国の税制優遇制度であるが、婚姻歴のない、いわゆる非婚の母子家庭には適用されていない。同じ収入の母子家庭でも寡婦控除があるなしによっては、所得税、住民税の額が大きく異なることになっている。その結果、保育料や公営住宅の家賃など、さまざまなところに影響が及ぶため、非婚の母子家庭は二重の負担を負わなければならない。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、非婚で子どもを産み育てている母子家庭がふえている。2011年度厚生労働省の「全国母子世帯等調査」によれば、約8割は離婚、非婚による母子家庭は7.8%で、死別による母子家庭7.5%を初めて上回った。

日本の母子家庭の就業率は8割と高いにもかかわらず、貧困率は50%を超えているのが実態である。このような母子家庭が置かれている厳しい経済状況は婚姻歴の有無によって変わるものではない。

日本弁護士連合会（日弁連）は3人の当事者からの「寡婦控除が非婚の母子家庭に適用されないのは不公平である」との人権救済の申し立てを受け、2013年1月11日、「非婚の母は寡婦控除が適用されないため、公共料金の算定などで著しい不利益を受けている」と認め、母に「婚姻歴が有る無し」によって非婚の母やその子が不利益を被ることは法のもとの平等を保障した憲法第14条や子どもの権利条約に違反する」とした。その上で、非婚の母子世帯の経済的苦境を救済するよう適切な措置をとること、すなわち寡婦控除を「みなし適用」するよう、総務大臣、都知事等に宛てて「要望書」を提出した。

現在、保育料等の算定における寡婦控除のみなし適用については、既に沖縄県下の複数の市町村、岡山市、千葉市、沼津市、松山市、高知市、高松市、朝霞市等で実施されており、八王子市でも本年から始めると報道されている。

しかし、根本の税制優遇制度を見直すことが本筋である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、寡婦控除における非婚の母に対する不公平をなくすため、早急に寡婦控除を全てのひとり親世帯に適用する法律改正を実現させることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明